栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画）
令和3(2021)年～令和7(2025)年の概要

第１章　計画の目的等

○ 計画の目的

- 本計画は耐震改修促進法に基づき、住宅･建築物の耐震化を促進することにより、県民の生命や財産を保護することを目的とします。

○ 計画期間

- 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間を計画期間とします。

第２章　住宅・建築物の耐震化の目標等

○ 現状及び課題

- 数年おきに各地で大規模な地震が発生しており、首都直下型地震等の大規模地震についても発生する可能性が高まっています。
- 耐震化対象となる住宅所有者の高齢化・単世帯化等個別事情により、改修や建替による耐震化が遅れています。
- 建築物の構造体の耐震化推進に加えて、特定天井などの非構造部材についても落下や破損を防ぎ、地震発生後の継続的な利用に備えることが重要です。

○ 耐震化率目標

種類	平成27年度末	令和２年度末 （目標）	令和7年度末 目標
住宅	82%	89% (95%)	95%
多数の者が利用する建築物	89%	93% (95%)	耐震性が不足する建築物をおおむね解消
耐震診断義務付け建築物	81%	90% (—)	
防災上重要な県有建築物	97%	99% (100%)	—
県有建築物の特定天井	—	64% (—)	100%

〔目標設定の考え方〕

- 住宅は、これまでの進捗等を踏まえ、国の基本方針と協調した目標とします。
- 診断義務付け建築物を含む多数の者が利用する建築物は、取組みの継続及び国の基本方針と協調した目標とします。
- 防災上重要な県有建築物は、目標をおおむね達成したため、対象建築物個別の耐震化進捗管理とします。
- 県有建築物の特定天井は、県有施設の早期安全化のための目標とします。

第３章　住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

○ 基本的な取組

- 耐震化に係る費用負担を軽減するために、助成による支援に取り組みます。
- 耐震性が不足する住宅の除却、家屋内の耐震シェルターの設置など、命を守る方策の普及促進に取り組みます。

○ 耐震化促進のための施策

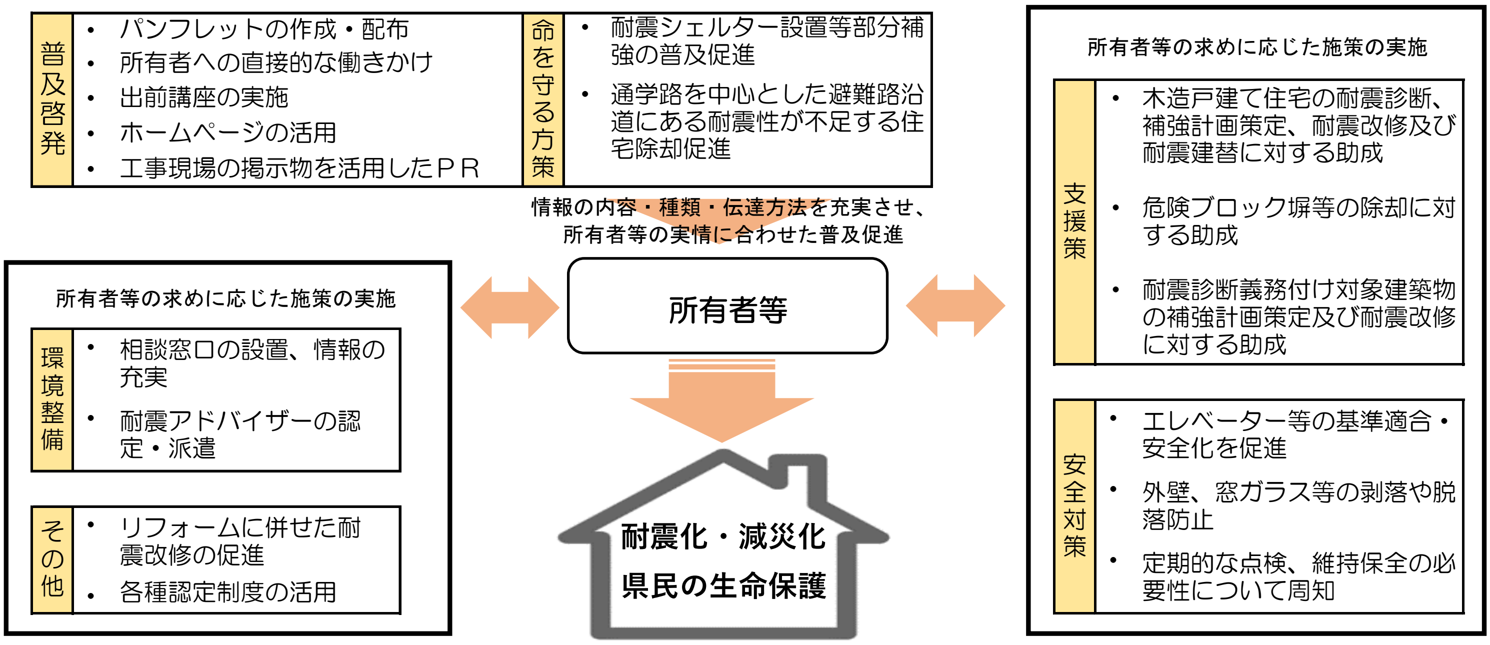

第４章　計画の推進に向けて

○ 推進体制

- 県民、市町、県は適切な役割分担のもと、住宅･建築物の耐震化を推進します。

○ 計画のフォローアップ

- 耐震化の進捗状況や施策の実施状況を一定期間ごとに検証し、必要に応じ計画を見直します。

○ 法に基づく指導・助言等

- 耐震改修促進法に基づき耐震化が必要と認められる建築物に対し指導、助言を行います。
- 耐震診断義務付け対象建築物に対して、必要に応じ指導等を行い、診断結果を公表します。

○ その他関連施策の推進

- 市町耐震改修促進計画の改定及び計画の推進を支援します。